

国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第6項及び国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程第14条の規定に基づき、農学研究院の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 農学研究院に置く農学研究院運営委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 府中地区事務部事務長</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>8 (略)</u></p> <p>(教授会)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第6項及び国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程(以下「組織運営規程」という。)<u>第14条の規定に基づき、農学研究院の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 農学研究院に置く農学研究院運営委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 次条に定める教授会から委任された事項</u></p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p><u>8 委員会は、第1項第6号の事項について審議したときは、その結果を農学研究院教授会に報告するものとする。</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p>(教授会)</p>

<p>第7条 農学研究院に置く農学研究院教授会(以下「教授会」という。)は、<u>次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p>(1) <u>農学研究院の研究に係る重要事項</u></p> <p>(2) <u>教育研究評議会から委任された事項</u></p> <p>(3) <u>部門及び研究分野の設置改廃に関する事項</u></p> <p>(4) <u>外部資金の受け入れに関する事項</u></p> <p>(5) <u>研究交流に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他研究院長が必要と認めた事項</u></p> <p>2 <u>前項第2号の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 教授会は、その構成員(休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>第7条 農学研究院に置く農学研究院教授会(以下「教授会」という。)は、<u>組織運営規程第11条第1項及び第2項に規定する事項を審議し、及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議し、並びに学長及び研究院長の求めに応じ、意見を述べることができる。</u></p> <p>(1) <u>農学研究院の研究に係る重要事項</u></p> <p>(2) <u>研究分野の設置改廃に関する事項</u></p> <p>(3) <u>外部資金の受け入れに関する事項</u></p> <p>(4) <u>研究交流に関する事項</u></p> <p>(5) <u>その他研究院長が必要と認めた事項</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 教授会は、その構成員(外国出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>7～9 (略)</p>
--	---

附 則 (農規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。